

JR東労組 (東日本旅客鉄道労働組合)
東京都渋谷区代々木2丁目2番6号
JR新宿ビル13F 〒151-8512
電話 03-3375-5740(代)
発行人 山口浩治 編集人 湯ノ目亜矢子
月1回発行/一部20円
(組合員の購読料は、組合費に含む)

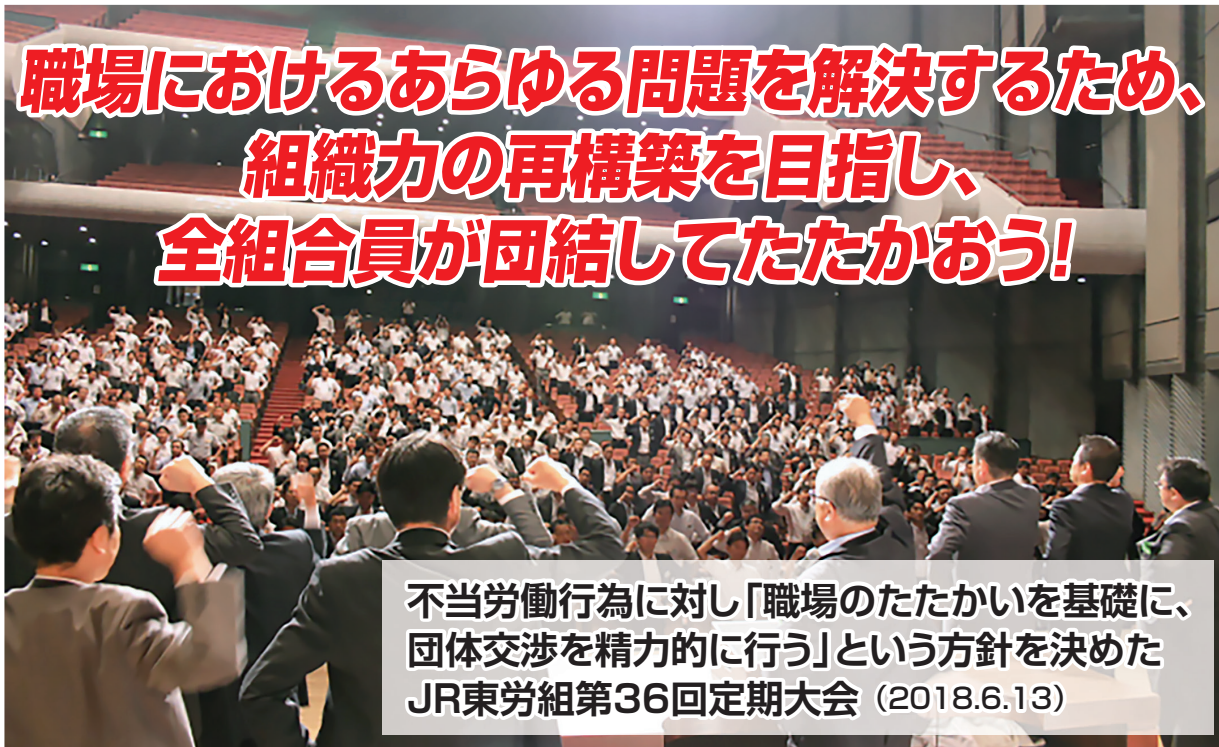
2019年12月20日

号 外



JR東労組ホームページは
←こちらからアクセス
<http://www.jreu.or.jp/>

職場討議資料



**職場におけるあらゆる問題を解決するため、
組織力の再構築を目指し、
全組合員が団結してたたかおう!**

**不当労働行為に対し「職場のたたかいを基礎に、
団体交渉を精力的に行う」という方針を決めた
JR東労組第36回定期大会 (2018.6.13)**

はじめに

JR東労組は、18春闘を契機として始まった不当労働行為と思われる事象について、定期大会や中央委員会で決議した方針のもと、たたかいをくり出してきました。

しかし、2019年11月11日、水戸地方本部ならびにバス棚倉分会組合員は、機関決定に反し、東京都労働委員会へ不当労働行為救済申立を組織的合意のないまま行いました。このことはJR東労組第35回臨時大会で「一旦取り下げる」となった、中央本部への相談や承認もなく行われた不当労働行為救済申立のやり方そのものです。

また、「東京地方本部からの調査委員会設置に対する回答」で明らかにしたように、東京地方本部が2016年の本部大会で確立出来なかったスト権を確立するために、大会決定を「認識の違い」として全地本委員長会議

**風通しの良い職場を取り戻すために、
不当労働行為を許さずたたかおう!**

で覆し、17、18春闘へ突き進んでいったやり方と同様であり、断じて認めるわけにはいきません。

この問題を巡り、議論が行われていますが、一部の役員は、第三者機関に出ることこそがたたかっている姿であると映し出し、たたかうか否か、たたかわない中央本部は御用本部だとレッテル張りをしています。意図的に指導部を二分し、組合員に選択を迫るような主張をし、あえて組織を分断しようとしているのであれば、絶対に許されることではありません。

中央本部はこの間の不当労働行為を許さなかったたたかいを振り返り、今日の到達点を明らかにし、たたかいの指針を明確にしていきたいと思います。

については、12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいを基礎に、団体交渉を精力的に行い、その後に第三者機関の活用、推薦議員への要請などを行う」という提起を行いました。

しかし、中央本部からの提起に対し、大会代議員は「12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいを基礎に団体交渉を精力的に行う。そのために各労働委員会への不当労働行為救済申立てについては、一旦取り下げる」という修正動議が出され、盛岡地方本部の代議員から修正動議の趣旨説明が行われました。

「第三者機関の活用に至っては、これまで中央本部へ上申を行った上で、活用されてきたが、今回の不当労働行為の救済申立は、中央本部への相談や承認もないままに行われており、組織内に確立した慣習・慣例を逸脱したも

のようになっております。このことは、会社に対し、組合員を守るための最大の武器である労働協約を破棄する口実を与えかねない大きな問題であるとも言えます。したがって、不当労働行為に対するたたかいは、各労働委員会への不当労働行為救済申立を一旦取り下げた上での仕切り直しが必要であり、具体的取り組みの3項にその旨を明確に明記するべきだと思います。」

その後、採決を行い修正動議が可決されました。つまり、全組合員の代表としての代議員が「職場のたたかいを基礎に団体交渉を精力的に行うために不当労働行為の救済申立を一旦取り下げる」という方針を採択したのです。私たちは、この出発点を忘れてはなりません。

そして、組織的合意のない第三者機関の活用は大会の議決によって否定されました。以後、水戸・東京・八王子地方本部は大会決定に従い不当労働行為救済申立を取り下げました。

I 不当労働行為に対するたたかいの確立に至る経過

1、組織的合意形成のために不当労働行為救済申立の仕切り直し

18春闘を契機にして多くの職場で不当労働行為と思われる事象が発生する中、2018年3月9日、水戸・東京・八王子地本が中央本部に議論や相談、要請も無く不当労働行為救済申立を行いました。

中央本部は、この間の慣例であるように企画

会議、中央執行委員会を経て申し立てを決めてきたものであり、組織運営を無視していると指摘しました。

そのような中、JR東労組第35回臨時大会(2018年4月12日)が開催され、中央本部は運動方針(案)において「3・不当労働行為

2、第36回大会で出された教訓的発言

第36回定期大会(2018年6月13日)では、中央本部からの「不当労働行為については、12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいを基礎に、団体交渉を精力的に行い、風通しの良い職場を取り戻します。」という提起に対し多くの発言が出されました。

特徴的だった盛岡・長野・大宮地方本部の代議員の発言を紹介します。

盛岡地方本部の代議員からは「不当労働行為を許さないたたかについて、当初は地本としても具体的な方針が出せず、耐えるだけの説得

活動に陥ってしまったことも事実であります。

しかし、歯を食いしばって奮闘する組合員のために何ができるのかを考え、具体的にいつ、どこで、誰から何を言われたのかを組織全体で記録するたたかいを展開しています。」「(不当労働行為に対し)分会として即座に現場長に抗議し、事実であることの確認と謝罪を勝ち取っています。」「たたかいの教訓は、組織のリーダーが一歩前に出て、組合員と共に具体的なたたかいをくり出したことです。」と発言がありました。